



様式第7号（第12条関係）

※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-8.6.30
※備考	第 号

意見書

令和8年6月26日

福岡県知事 様

遠賀町長 古 野



令和8年3月27日付け7中小振第281号-21で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）遠賀川駅南商業店舗

所在地 福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川駅南土地区画整理事業4街区2号

2 意 見

（1）駐車需要の充足等交通に関する事項

- ・町道老良上別府線と駅南線への乗り入れ部について、歩道の切り下げ及び交通安全対策等を、町建設課と協議すること。

（2）騒音の発生に係る事項

- ・工事や店舗で使用する機械により、騒音規制法及び振動規制法による届出が必要となるため、確認すること。
- ・店外へのスピーカー等は、県の騒音防止条例に沿って設置すること。
- ・テナントによっては、規制についての追加対策を建屋等に講じる必要がある場合があるため、注意すること。

（3）廃棄物に係る事項等

- ・廃棄物（産業廃棄物・一般廃棄物）については、許可業者と契約し、適正に処理すること。
- また、ごみ収集車が通り抜けできるような収集場所の設置を検討すること。

- ・ごみ等の臭気については、排気によるものも含め、悪臭が発生しないような対策を講じること。
なお、悪臭防止法による遠賀町の臭気指数は、12となっている。
- ・テナントによっては、規制についての追加対策を建屋等に講じる必要が生じる場合があるため、注意すること。

(4) 街並みづくり等への配慮等

- ・国道及び県道から500メートル以内に広告物（広告板・広告塔等）を設置する場合は許可申請が必要となるため、福岡県屋外広告物条例を確認すること。
- ・建設地は、遠賀川駅南地区地区計画「A地区」に該当している。届出書には該当無とあるが、既に町都市計画課で届出書を受け付けし、適合通知書を発行しているため、確認すること。

以上の事項を十分に考慮し、地域社会との共存を図ることを条件として、異議はないものとします。